

とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とちぎの伝統工芸品」パンフレット改訂業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務

2 業務の目的

本業務は、栃木県の伝統工芸品の特徴や見学・体験施設等に関する情報をとりまとめて、平成29年度に発行したパンフレットについて、掲載情報を最新のものに改訂するとともに、県内外や海外からの観光客に、より分かりやすく効果的に発信できるよう、デザインや内容を刷新する。

また、観光案内所や一般消費者などに対するパンフレット配布を通じて、本県伝統工芸品の認知度の向上を図るとともに、販路拡大に向けたPRを図ることを目的とする。

3 委託料

1,271,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年10月30日（金）まで

5 委託業務内容

甲が提供する情報に基づき、パンフレットの掲載情報を最新の内容に改訂するとともに、表紙を刷新するもの。乙は、改訂するに当たり、甲が提供する既存パンフレットデータを編集して成果物を作成する方法、又は乙の提案に基づき新たにパンフレットを企画・作成する方法のいずれか、若しくはこれらを組み合わせた方法により実施することができる。

（1）記事制作業務

① 記事の作成

現行パンフレットの編集可能データは提供可能だが、紙面の製作方法は提案による。

② 制作に当たって必要な写真の撮影

甲が提供する画像を使用すること。ただし、今回追加する工芸品のうち2件は画像を所有していないため、乙により写真撮影を行うこと。

③ デザイン・レイアウト及び編集（校正作業含む）

校正2回、色校正1回とし、各6部及びPDFデータを提出すること。

④ パンフレットの印刷

⑤ 掲載内容の変更

やむを得ない事情により、県が記事の内容等を変更した場合は、県の指示に従うこと。

- (2) 指定場所への納品
- (3) その他、(1)～(2)に付随する業務

6 成果物

(1) パンフレット

- ア 使用言語：日本語、英語（計2カ国語）
- イ 部数：計10,000部以上

日本語版・英語版を別冊で制作、または日本語・英語を併記した冊子の制作等が想定されるが、方法については提案による。

(2) 電子データ

- ア パンフレットの版下データ（PDF及び再編集可能なデータ）
- イ 撮影した画像・動画

7 仕様

(1) パンフレット

- ア 規格：フルカラー 30ページ程度（表紙含む） サイズはA5以上A4以内とする。
- イ 綴じ方：提案による。
- ウ 紙質：提案による。ただし、紙厚は原則として0.12mm以上又はこれと同等以上の強度を有するものとする。

(2) 使用言語

- 6(1)に記載の言語とする。なお、1種類の冊子に複数言語を併記することを妨げない。

8 納品

- (1) 納期：令和8（2026）年10月30日（金）
- (2) 納品場所：宇都宮市埴田1-1-20 栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当
- (3) 完了確認：業務完了後、成果品の納入とともに実績報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 委託業務における成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。甲は、本業務の成果品を必要な範囲において随時利用できるものとする。その際、甲は変形、改変、その他修正をできるものとする。
- (3) 記事制作に当たり必要となる許認可等の手続き（撮影、写真の使用許可等）は、乙が行うこと。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (8) 各業務に係る撮影、編集、制作、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託料に含むこと。
- (9) 業務の詳細について甲と乙で協議の上で決定し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (10) 本業務の再委託は、原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。
- (11) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (12) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (13) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。